

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

令和6年7月20日の組合会の認定を得たので公告する。

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。
新旧対照表による。

[注]字句の訂正など軽微な修正箇所は省略しています。

改 正 条 文	現 行 条 文																																			
(保険料の賦課額) 第17条 1種組合員は、保険料として、次の<u>区分(毎年1月から9月までは賦課期日の前々年分の総所得金額を算定基礎額とし、10月から12月までは賦課期日の前年分の総所得金額を算定基礎額とする。)</u>による額と、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)<u>1人につき算定した額の介護納付金保険料及び被保険者1人につき算定した額の後期高齢者支援金保険料の合算額を毎月組合に納付しなければならない。</u> <u>組合への加入時期が年度中途の場合の保険料は、直近の総所得金額を申告させることにより決定する。不申告者については、該当する種別の最高額を賦課する。</u> <table><tr><th rowspan="2">所得区分(総所得金額から基礎控除額を控除した額)</th><th colspan="3">保険料(月額)</th></tr><tr><th>1種組合員</th><th>2種組合員</th><th>3種組合員</th></tr><tr><td>500万円未満</td><td>25,000円</td><td>18,000円</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>500万円以上、600万円未満</td><td>29,000円</td><td>22,000円</td><td>16,000円</td></tr><tr><td>600万円以上、700万円未満</td><td>30,000円</td><td>23,000円</td><td>17,000円</td></tr><tr><td>700万円以上、800万円未満</td><td>32,000円</td><td>25,000円</td><td>19,000円</td></tr><tr><td>800万円以上、900万円未満</td><td>40,000円</td><td>28,000円</td><td>22,000円</td></tr><tr><td>900万円以上、1000万円未満</td><td>45,000円</td><td>33,000円</td><td>27,000円</td></tr><tr><td>1000万円以上</td><td>49,000円</td><td>38,000円</td><td>32,000円</td></tr></table> 1種組合員(第7条3第1項に該当する組合員) 月額 1,000円 その他の被保険者	所得区分(総所得金額から基礎控除額を控除した額)	保険料(月額)			1種組合員	2種組合員	3種組合員	500万円未満	25,000円	18,000円	12,000円	500万円以上、600万円未満	29,000円	22,000円	16,000円	600万円以上、700万円未満	30,000円	23,000円	17,000円	700万円以上、800万円未満	32,000円	25,000円	19,000円	800万円以上、900万円未満	40,000円	28,000円	22,000円	900万円以上、1000万円未満	45,000円	33,000円	27,000円	1000万円以上	49,000円	38,000円	32,000円	(保険料の賦課額) 第17条 1種組合員は、保険料として、次の<u>区分による額</u>と、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)<u>1人につき算定した額の介護納付金保険料及び被保険者1人につき算定した額の後期高齢者支援金保険料の合算額を毎月組合に納付しなければならない。</u> 1種組合員(次号に掲げる組合員を除く) 月額 25,500円 1種組合員(第7条の3第1項に該当する組合員) 月額 1,000円 2種組合員 1人につき 月額 18,000円 3種組合員 1人につき 月額 12,500円 その他の被保険者 1人につき 月額 6,000円
所得区分(総所得金額から基礎控除額を控除した額)		保険料(月額)																																		
	1種組合員	2種組合員	3種組合員																																	
500万円未満	25,000円	18,000円	12,000円																																	
500万円以上、600万円未満	29,000円	22,000円	16,000円																																	
600万円以上、700万円未満	30,000円	23,000円	17,000円																																	
700万円以上、800万円未満	32,000円	25,000円	19,000円																																	
800万円以上、900万円未満	40,000円	28,000円	22,000円																																	
900万円以上、1000万円未満	45,000円	33,000円	27,000円																																	
1000万円以上	49,000円	38,000円	32,000円																																	

改 正 条 文	現 行 条 文
<u>未就学児(当該年度において満六才に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者)</u> 月額 3,000円 <u>満六才に達する日以後の最初の四月一日から満十八才に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある被保険者</u> 月額 4,000円 <u>上記以外の被保険者</u> 月額 7,000円 (医療給付費分保険料賦課限度額、年額 <u>800</u>千円) 2～4 (略) (未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減) 第17条2 <u>国が交付する未就学児世帯支援補助費は、前条第1項の未就学児に係る保険料に充当するものとする。</u> (役員の選任) 第37条 理事の定数は<u>6名</u>とする。 2 監事の定数は<u>2名</u>とする。 3 (略)	(ただし、未就学児世帯支援補助費12,000円を保険料に充当するため未就学児の保険料は月額5,000円とする。) (医療給付費分保険料賦課限度額、年額 <u>600</u>千円) 2 (略) (新 設) (役員の選任) 第37条 理事の定数は<u>8名</u>とする。 2 監事の定数は<u>は、2名</u>とする。 3 (略)

附 則(令和6年7月20日)

1 この規約は、令和6年7月20日から施行する。

2 この規約による改正後の福岡県薬剤師国民健康保険組合同規約第17条の規定は、令和6年10月以降の保険料について適用し、令和6年9月以前の保険料については、なお従前の例による。

令和5年度一般会計歳入歳出決算について

令和6年6月14日の監事の監査を経て、同年7月20日組合会の認定を得たので公告する。

一 般 会 計

(歳 入)

款	項	予算現額	調定額
1, 国 民 健 康 保 険 料		501,605,000	496,341,300
	1, 国 民 健 康 保 険 料	501,605,000	496,341,300
2, 使 用 料 ・ 手 数 料		10,000	0
	1, 手 数 料	10,000	0
3, 国 庫 支 出 金		126,716,000	127,314,823
	1, 国 庫 負 担 金	2,705,000	2,705,378
	2, 国 庫 補 助 金	124,011,000	124,609,445
4, 前 期 高 齢 者 交 付 金		2,000	0
	1, 前 期 高 齢 者 交 付 金	2,000	0
5, 県 支 出 金		2,000	0
	1, 県 補 助 金	2,000	0
6, 共 同 事 業 交 付 金		11,169,000	9,904,000
	1, 共 同 事 業 交 付 金	11,169,000	9,904,000
7, 財 産 収 入		38,000	38,570
	1, 財 産 運 用 収 入	38,000	38,570
8, 繰 入 金		1,000	0
	1, 繰 入 金	1,000	0
9, 繰 越 金		84,718,000	84,718,666
	1, 繰 越 金	84,718,000	84,718,666
10, 寄 付 金		50,000	30,000
	1, 寄 付 金	50,000	30,000
11, 諸 収 入		156,000	663,629
	1, 加 算 延 滞 金 過 怠 金	3,000	0
	2, 預 金 利 子	1,000	843
	3, 雑 入	152,000	662,786
歳 入 合 計		724,467,000	719,010,988

(単位:円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
496,341,300	0	0	△ 5,263,700
496,341,300	0	0	△ 5,263,700
0	0	0	△ 10,000
0	0	0	△ 10,000
127,314,823	0	0	598,823
2,705,378	0	0	378
124,609,445	0	0	598,445
0	0	0	△ 2,000
0	0	0	△ 2,000
0	0	0	△ 2,000
0	0	0	△ 2,000
9,904,000	0	0	△ 1,265,000
9,904,000	0	0	△ 1,265,000
38,570	0	0	570
38,570	0	0	570
0	0	0	△ 1,000
0	0	0	△ 1,000
84,718,666	0	0	666
84,718,666	0	0	666
30,000	0	0	△ 20,000
30,000	0	0	△ 20,000
663,629	0	0	507,629
0	0	0	△ 3,000
843	0	0	△ 157
662,786	0	0	510,786
719,010,988	0	0	△ 5,456,012

(歳 出)

款	項	予 算 現 額
1, 組 合 会 費		660,000
	1, 組 合 会 費	660,000
2, 総 務 費		26,542,000
	1, 総 務 管 理 費	25,999,000
	2, 組 合 協 議 会 費	543,000
3, 保 険 給 付 費		385,980,000
	1, 療 養 諸 費	345,376,000
	2, 高 額 療 養 諸 費	28,000,000
	3, 移 送 費	1,000
	4, 出 産 育 児 諸 費	12,006,000
	5, 葬 祭 諸 費	450,000
	6, 傷 病 手 当 金	147,000
4, 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		125,490,000
	1, 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	125,490,000
5, 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		68,687,000
	1, 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	68,687,000
6, 介 護 納 付 金		62,144,000
	1, 介 護 納 付 金	62,144,000
7, 共 同 事 業 拠 出 金		19,620,000
	1, 共 同 事 業 拠 出 金	14,609,000
	2, 共 同 事 業 負 担 金	5,011,000
8, 保 健 事 業 費		10,655,000
	1, 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,341,000
	2, 保 健 事 業 費	5,314,000
9, 積 立 金		1,633,000
	1, 積 立 金	1,633,000
10, 公 債 費		2,000
	1, 公 債 費	2,000
11, 諸 支 出 金		2,237,000
	1, 還 付 金 及 び 償 還 金	2,236,000
	2, 繰 出 金	1,000
	3, 未 就 学 児 世 帯 支 援 金	0
12, 予 備 費		20,817,000
	1, 予 備 費	20,817,000
歳 出	合 計	724,467,000

(単位:円)

支 出 済 額	不 用 額	備 考
552,267	107,733	
552,267	107,733	
22,963,173	3,578,827	
22,420,720	3,578,280	
542,453	547	
375,793,471	10,186,529	
337,205,447	8,170,553	
27,647,548	352,452	
0	1,000	
10,344,410	1,661,590	
450,000	0	
146,066	934	
124,061,802	1,428,198	
124,061,802	1,428,198	
67,849,264	837,736	
67,849,264	837,736	
62,143,567	433	
62,143,567	433	
18,191,744	1,428,256	
14,609,000	0	
3,582,744	1,428,256	
7,348,292	3,306,708	
2,417,059	2,923,941	
4,931,233	382,767	
1,633,000	0	
1,633,000	0	
0	2,000	
0	2,000	
2,234,335	2,665	
2,234,335	1,665	
0	1,000	
0	0	
0	20,817,000	
0	20,817,000	
682,770,915	41,696,085	

歳入決算額 719,010,988 円
歳出決算額 682,770,915 円
差引残額 36,240,073 円

令和5年度一般会計歳入歳出決算剰余金処分について

令和6年7月20日組合会の認定を得たので公告する。

歳入歳出決算剰余金額	36,240,073円
次年度一般会計へ繰越	36,240,073円

財 産 目 録

令和6年3月31日現在
(単位:円)

金融機関名	定期預金	普通預金	地方債	合計
1、特別積立金				
三井住友銀行	7,810,000	0	0	7,810,000
SMBC日興証券	0	0	30,000,000	30,000,000
福岡銀行	55,190,000	0	0	55,190,000
計	63,000,000	0	30,000,000	<u>93,000,000</u>
2、給付費支払準備積立金				
西日本シティ銀行	25,000,000	0	0	25,000,000
福岡銀行	60,612,020	0	0	60,612,020
三菱UFJ銀行	30,000,000	0	0	30,000,000
SMBC日興証券	0	0	40,000,000	40,000,000
計	115,612,020	0	40,000,000	<u>155,612,020</u>
3、職員退職給与積立金				
西日本シティ銀行		1,633,000		1,633,000
計	0	1,633,000	0	<u>1,633,000</u>
4、積立金以外の預金				
福岡銀行	0	73,935,894	0	73,935,894
西日本シティ銀行	5,000,000	32,612,390	0	37,612,390
三井住友銀行	0	151,471	0	151,471
三菱UFJ銀行	0	415,916	0	415,916
計	5,000,000	107,115,671	0	<u>112,115,671</u>
5、現金				
現金				<u>223,980</u>
合計				<u>362,584,671</u>

令和6年度 歳入歳出補正予算について

令和7年3月21日組合会の認定を得たので公告する。

(歳 入) (単位:千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説 明
				区 分	金 額	
10.繰越金	30,043	6,197	36,240			
1.繰越金	30,043	6,197	36,240			
1.繰越金	30,043	6,197	36,240			令和5年度決算剰余金の処分による増額
				1.繰越金	36,240	
補正されない款項目にかかる額	678,940	0	678,940			
歳入合計	708,983	6,197	715,180			

(歳 出) (単位:千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説 明
				区 分	金 額	
5.前期高齢者納付金等	60,101	3,742	63,843			
1.前期高齢者納付金等	60,101	3,742	63,843			
1.前期高齢者納付金	60,094	3,742	63,836			
				19.負担金補助及び交付金	63,836	納付金の増
12.諸支出金	3	445	448			
1.償還金及び還付加算金	2	445	447			
2.還付金及び加算金	1	445	446			令和5年度補助金の超過交付返還が生じるため
				23.償還金利子及び割引料	446	
13.予備費	5,360	2,010	7,370			
1.予備費	5,360	2,010	7,370			
1.予備費	5,360	2,010	7,370			収入増に伴う調整額を計上
				1.予備費	7,370	
補正されない款項目にかかる額	643,519	0	643,519			
歳出合計	708,983	6,197	715,180			

令和6年度歳入歳出第2次補正予算について

令和7年3月21日組合会の認定を得たので公告する。

（歳入）

（単位：千円）

款・項・目	補正前 の額	補正額	補正後 の額	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 国庫支出金	97,472	7,195	104,667			
1. 国庫負担金	2,269	130	2,399			
1. 事務費負担金	2,269	130	2,399			
				1.現年度分	2,398	負担金増による
				2.過年度分	1	
2. 国庫補助金	95,203	7,065	102,268			
1. 療養給付費等補助金	85,639	7,065	92,704			
				1.現年度分	92,703	補助金増による
				2.過年度分	1	
補正されない款項目にかかる額	617,708	0	617,708			
歳 入 合 計	715,180	7,195	722,375			

（歳出）

（単位：千円）

款・項・目	補正前 の額	補正額	補正後 の額	節		説 明
				区 分	金 額	
3.保険給付費	380,664	2,000	382,664			
2.高額療養費	26,987	2,000	28,987			
1.高額療養費	26,887	2,000	28,887			
				19 負担金補助 及び交付金	28,887	高額療養費の 増
13. 予 備 費	7,370	5,195	12,565			
1.予 備 費	7,370	5,195	12,565			
1.予 備 費	7,370	5,195	12,565			
				1 予備費	12,565	歳入増による 調整
補正されない款項目にかかる額	327,146	0	327,146			
歳 出 合 計	715,180	7,195	722,375			

令和7年度 福岡県薬剤師国民健康保険組合 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の策定について

令和7年3月21日組合会の認定を得たので公告する。

令和7年度 福岡県薬剤師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画を制定した。

令和7年度 福岡県薬剤師国民健康保険組合 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

令和7年 3 月 21 日制定

1 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守(コンプライアンス)のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

① 組合報「福薬国保」により、法令遵守の周知を行う。

② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないようにするとともに、会計事務規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事(以下担当理事)に速やかに報告すること。

② 担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。

③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いがある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

① 担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。

② 理事長は、法令等に従い福岡県知事(監督官庁)に報告するとともに、担当理事とともに適切な調査を行うこと。

6 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は理事会の承認を得て実施する。

令和7年度一般会計歳入歳出予算について

令和7年3月21日組合会の認定を得たので公告する。

一 般 会 計

歳 入

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	構 成 比	備 考
1. 国 民 健 康 保 険 料	558,997	511,558	47,439	79.67%	
2. 使用料及び手数料	10	10	0	0.00%	
3. 国 庫 支 出 金	84,677	97,472	△ 12,795	12.07%	
4. 前期高齢者交付金	2	2	0	0.00%	
5. 出産育児交付金	252	259	△ 7	0.04%	
6. 県 支 出 金	2	2	0	0.00%	
7. 共 同 事 業 交 付 金	9,805	9,395	410	1.40%	
8. 財 産 収 入	37	36	1	0.01%	
9. 繰 入 金	1	60,000	△ 59,999	0.00%	
10. 繰 越 金	47,633	30,043	17,590	6.79%	
11. 寄 付 金	50	50	0	0.01%	
12. 諸 収 入	156	156	0	0.02%	
歳 入 合 計	701,622	708,983	△ 7,361	100.00%	

歳 出

(単位:千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	財 源 内 訳		構成比	備考
				特定財源 国庫支出金等	一般財源		
1. 組 合 会 費	815	815	0	0	815	0.12%	
2. 総 務 費	24,058	29,082	△ 5,024	2,343	21,715	3.43%	
3. 保 険 給 付 費	381,705	380,664	1,041	55,794	325,911	54.40%	
4. 後期高齢者支援金等	142,966	137,633	5,333	15,076	127,890	20.38%	
5. 前期高齢者納付金等	46,788	60,101	△ 13,313	2	46,786	6.67%	
6. 介 護 納 付 金	70,428	67,125	3,303	7,832	62,596	10.04%	
7. 流 行 初 期 医 療 確保拠出金等	2	2	0	0	2	0.00%	
8. 共 同 事 業 拠 出 金 等	16,108	17,217	△ 1,109	13,000	3,108	2.30%	
9. 保 健 事 業 費	9,220	10,634	△ 1,414	689	8,531	1.31%	
10. 積 立 金	402	345	57	0	402	0.06%	
11. 公 債 費	2	2	0	0	2	0.00%	
12. 諸 支 出 金	3	3	0	0	3	0.00%	
13. 予 備 費	9,125	5,360	3,765	0	9,125	1.30%	
歳 出 合 計	701,622	708,983	△ 7,361	94,736	606,886	100.00%	

公告第332号

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

令和7年3月21日の組合会の認定を得たので公告する。

福岡県薬剤師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表による。

〔注〕厚労省の規約例に準じた改正、字句の訂正など軽微な修正箇所は省略しています。

改 正 条 文	現 行 条 文
(組合員及び被保険者の範囲) 第6条 組合員は、医薬品販売業又は薬事に関する業務に従事する者で、第4条の地区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 福岡県薬剤師会会員である薬局開設者、医薬品販売業者(第4条第1号の地区外において薬局若しくは医薬品販売業を営む者又は勤務する者を除く。) 二 前号の他、薬剤師又は登録販売者等として専門の事業又は業務に携わる者 三 第4条第1号の地区内に所在する事業所において薬局又は医薬品販売業に勤務する者 2 前項第2号に規定する者の判定基準は、別に定める。 3 前各項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者は、組合員としない。ただし、第7条第3第1項の規定により届け出た者は、この限りではない。 4 組合員は、次の三種とする。 一 1種組合員 薬局等に従事する開設者又は <u>管理者等</u> で、福岡県薬剤師会会員である者 二 2種組合員 1種組合員の営む事業所に雇用されている薬剤師 三 3種組合員 1種組合員の営む事業所に雇用されている薬剤師以外の者 5 (略)	(組合員及び被保険者の範囲) 第6条 組合員は、医薬品販売業又は薬事に関する業務に従事する者で、第4条の地区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。 福岡県薬剤師会会員である薬局開設者、医薬品販売業者(第4条第1号の地区外において薬局若しくは医薬品販売業を営む者又は勤務する者を除く。) 前号の他、薬剤師又は登録販売者等として専門の事業又は業務に携わる者 第4条第1号の地区内に所在する事業所において薬局又は医薬品販売業に勤務する者 2 第1項第2号に規定する者の判定基準は、別に定める。 3 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第50条に規定する被保険者は、組合員としない。ただし、第7条第3第1項の規定により届け出た者は、この限りではない。 4 組合員は、次の三種とする。 一 1種組合員 薬局等に従事する開設者又は <u>管理者</u> で、福岡県薬剤師会会員である者 二 2種組合員 1種組合員の営む事業所に雇用されている薬剤師 三 3種組合員 1種組合員の営む事業所に雇用されている薬剤師以外の者 5 (略)

附 則(令和6年12月20日)

(施行期日)

1 この規約は令和6年12月20日から施行し、第17条の改正規定は令和6年10月1日から、その他の改正規定は令和6年12月2日から適用する。